

バイク等駐輪登録書

登録番号シール貼付

令和 年 月 日			
神戸大学長 殿			
私は、裏面の神戸大学バイク等駐輪登録要領を理解し、下記のとおり、キャンパス内へのバイク・モペット・電動キックボードの駐輪登録をしますので、登録シールを交付願います。			
所属学部・研究科	学部 ・ 研究科		
学 籍 番 号		氏 名	
バイク等通学が必要な理由			
車 種 ・ 形 式	C C		
プレートナンバー			
自賠責保険満期年月	年 月	<u>※必ず自賠責保険証明書を提示すること</u>	
任意保険加入の有無	有 ・ 無		

【遵守事項】

登録した者は、以下の事項を遵守しなければならない。遵守しない者は登録を取り消すことがある。

- ・ 必ず交通規則を遵守し、制限速度を守り、歩行者、他の車両に十分注意すること。
- ・ バイク自賠責保険は、必ず加入・更新すること。
- ・ 指定場所のみ駐輪し、それ以外の場所には駐輪しない。
- ・ 不当に長期間にわたり構内に車両を放置しないこと。

※登録シールを貼付していないバイク及び指定場所以外に駐輪しているバイクは撤去・廃棄し、費用を請求することがある。

神戸大学バイク等駐輪登録要領

平成26年9月3日
学生委員協議会 決定
平成31年1月9日
学生委員協議会 改正
令和7年1月8日
学生委員協議会 改正

本学は傾斜地が多く駐車スペースが限られていること及び近辺の公共交通網が整備されていることから、マイカー通学を禁止し、バイク通学の自粛を求めているが、キャンパス内外でバイクによる事故・トラブルが多発している。

このため、駐輪場の利用状況の把握と今後の対策の検討に役立てていくことを目的として、バイク通学をする学生に対し駐輪登録を義務付けるものとする。

1. 登録を義務付けられる者

本学学生（研究生など非正規生を含む）で、バイク（対象：自動二輪車（50ccを超えるもの）、原動機付自転車（50cc以下のもの）、モペット（ペダル付き原動機付自転車）、電動キックボード（対象：制限時速 30km/h の一般原動機付自転車に分類されるもの、最高速度 20km/h 以下の特定小型原動機付自転車又は特例特定小型原動機付自転車に分類されるもの）をキャンパス内に駐輪しようとする者。

2. 登録期間

毎年4月10日～4月30日

ただし、登録期間後も未登録者について随時受付を行う。

3. 登録書配付・提出場所

所属学部・研究科の学生担当係又は学生支援課学生相談担当（学生センター）

4. 登録書様式

様式1のとおり

5. 登録シール

登録書を提出した者には、登録シールを交付する。

様式：様式2のとおり

登録シールの料金は無償とする。

登録シールの貼付場所：車体後部の泥除けの見やすい位置に貼付すること。

有効期限：在籍期間中

6. 遵守事項

登録した者は、以下の事項を遵守しなければならない。登録後、遵守しない者の登録を取り消すことがある。

①交通規則を遵守し、制限速度を守り、歩行者、他の車両に十分注意すること。

②バイク自賠責保険は、必ず加入・更新すること。

③指定された場所にのみ駐輪し、それ以外の場所には駐輪しないこと。

④不当に長期間にわたり構内に車両を放置しないこと。

7. 違反車両の撤去等

登録シールを貼付していないバイク及び指定場所以外に駐輪しているバイクは撤去・廃棄し、費用を請求することがある。